

## 幹事会規程

制定 2009年9月12日

### (目的)

- 第1条 本協議会の事業の円滑化を図るため、全国大学コンソーシアム協議会規約第11条の規約に基づき、幹事会をおく。
2. 幹事会の任務、機構、運営等は、この規程の定めるところによる。

### (構成)

- 第2条 幹事会は、幹事組織の代表者または代表者の代理者を以って構成する。

### (任務)

- 第3条 幹事会は、運営委員会からの答申および次の事項について、審議決定するものとし、幹事組織の選定など当協議会の組織運営に関する重要な事項については、総会にて決議するものとする。
- (1) 会員の入退会に関する事項
- (2) 本協議会の規約・規程などの改廃に関する事項
- (3) 本協議会の運営に関する事項
- (4) その他幹事会が必要と認めた事項

### (任期)

- 第4条 幹事の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げないものとする。

### (代表幹事)

- 第5条 代表幹事は、幹事会の互選により選任する。
2. 代表幹事は、2名以内とする。
3. 代表幹事は、当協議会の会務を総理し、会議の議長となる。
4. 代表幹事の任期は、原則2年とし、再任は妨げないものとする。

### (招集)

- 第6条 幹事会は、代表幹事が招集する。
2. 代表幹事は、必要に応じ運営委員長または運営委員の出席を要請することができる。

### (成立要件)

- 第7条 幹事会は、幹事総数の過半数以上の出席を以って成立し、出席幹事の過半数以上の同意により決する。
2. 当該議事について、予め書面をもって意志を表示した幹事は、出席者とみなす。また、

幹事代理についても、同様とする。

(議事録)

第8条 幹事会においては、議事録を作成し、出席した幹事全員の承認を得なければならない。

(守秘義務)

第9条 幹事は、その職務に関して知り得た機密事項を、第三者に提供、開示、漏洩してはならない。

(改 廃)

第10条 本規程の改廃は、運営委員会及び幹事会の審議を経て、総会にて決議する。

附 則

本規程は、2009年9月12日から施行する。